

ID: 392

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	居宅介護サービス費等の額の特例
法令名 根拠条項	介護保険法 第50条
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第50条及び省令第83条の規定による。 (居宅介護サービス費等の額の特例) 第50条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費等の額の特例) 第83条 法第50条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第50条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第76条第1項第2号、第92条及び第95条第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「70分の100」とあるのは、「70分の100、法第50条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。 介護保険条例第12条の2 介護保険条例施行規則第9条、第11条 長門市居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年6月11日